［受験願書記入上の注意］

受験願書の記入にあたっては、次の注意事項をよく読んでから記入してください。

1　※の欄は記入しないこと。

2　「最終学歴」の欄は、最終学歴について記入するものとし、卒業、在学中の別により「卒」又は「在」の文字を○で囲んでください。この場合において、航空機製造事業法施行規則（以下「規則」という。）第３７条第１号から第３号までの各号の一に掲げる者であって、当該各号に掲げる試験科目について免除の申請をする者は、当該各号に掲げる学校が最終学歴以外であるときは、その学校名等を「免除学歴」の欄に記入してください。

3　「現勤務先」の欄は、現在の勤務先（部署まで）と業務内容を記入するものとし、過去に航空機又は航空機用機器の製造又は修理に関する作業経歴がある場合は、「職歴」の欄に勤務先名、業務内容等をあわせて記入してください。

4　「試験科目番号」の欄は、受験する国家試験の種類の区分に従い、規則別表第６に規定する試験科目番号を記入してください。ただし、試験科目の欄の「５の項」には、航空機国家試験、航空機用プロペラ国家試験、回転翼国家試験を、「６の項」には、航空機国家試験を、「７の項」には、航空機国家試験を受験する場合のみ記入してください。

5　「受験免除の別」の欄は、試験を受けようとするものついては「受」の文字を、試験の免除を申請するものについては「免」の文字を○で囲み、棄権しようとするものについては「受」及び「免」の文字を＝で消してください。

6　試験科目の免除申請に関する事項の欄は、
(1) 規則第３７条第１号から第３号までの各号に掲げる者であって、当該各号に掲げる試験科目について免除の申請をするものには、「根拠条項」の欄に該当する号数「１～３」の数字を記入してください。
(2) 規則第３７条第４号に掲げる者であって、同号に掲げる試験科目について免除の申請をするものには、「根拠条項」の欄に「４」の数字を記入するとともに、「航空工場検査員国家試験の種類」、「合格証番号」及び「実施月日」の欄には、免除申請に係る該当事項を記入してください。
(3) 規則第３７条第５号に掲げる者であって、同号に掲げる試験科目について免除の申請をするものには、「根拠条項」の欄に「５」の数字を記入するとともに、「航空工場検査員国家試験の種類」、「合格証番号」及び「実施月日」の欄には、免除申請に係る該当事項を記入してください。

7　規則第３８条ただし書の規定により書面の添付を省略するときは、書面を添付して申請した航空工場検査員国家試験の種類、合格証番号又は通知番号及び実施年月を「備考」の欄に記入してください。

8　複数の国家試験を受験しようとする場合には、「他に受験する試験種類」の欄に記載された試験種類の番号の内、他に受験する国家試験の種類番号（規則別表第６に規定された試験種類番号）を塗りつぶしてください。
　また、「他に受験する試験科目」の欄に記載された試験科目の番号の内、他に受験する国家試験の試験科目番号（規則別表第６に規定された試験科目番号）を塗りつぶしてください。

9　受験願書に貼付する写真は、申請前６ケ月以内に脱帽して正面から上半身を写した縦４５ﾐﾘﾒｰﾄﾙ、横３５ﾐﾘﾒｰﾄﾙのものです。
　なお、受験票の交付を受けたときには、受験願書に貼付した写真と同一のものを貼付しなければなりません。受験願書を作成するときには、写真を２枚用意してください。

10　受験願書提出後、転居した場合は、受験票が必ず届くように、転居届を早めに郵便局へ提出してください。